

会議録

会議名 令和５年度第１回郡山市公文書等の管理に係る懇談会
日 時 令和５年６月１３日（火）１５：３０～１７：２０
場 所 郡山市役所本庁舎５階 教育委員会室（リモート出席者あり）
出席者 石田 宏壽委員（座長）、大河 峯夫委員（座長代理）、
白井 哲哉委員、梅原 康嗣委員
白石 烈委員（リモート参加）
欠席者 徳竹 剛委員
事務局 総務部 部長 宗方 成利
〃 部次長兼総務法務課長 山内 憲
総務法務課 課長補佐 佐藤 友洋
〃 主任主査兼文書係長 早川 裕子
〃 文書係 主任 橋本 浩光、主査 橋本 佑也、西間木 勇吾
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 宍戸 秀明
文化振興課 課長補佐 上石 伸弥
〃 （仮称）歴史情報・公文書館設置準備室 室長 嶋根 裕一

- 次第 １ 開会
２ 議事
（１）施設概要について
（２）公文書管理条例の制定について
（３）運営体制について
（４）論点１ 保存期間満了後の措置（移管又は廃棄）について
（５）論点２ 保存期間１年未満の文書について
３ 閉会

司会 オンライン入室の白石委員は少し遅れるようなのですが、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。
ただいまから令和５年度第１回公文書等の管理に関する懇談会を開催します。
本日、徳竹委員は欠席となります。
本日は令和５年度初めての開催となります。職員に異動がありましたのでご紹介いたします。

事務局 【異動職員紹介】

司会 懇談会開催要綱におきまして、座長が進行すると規定されていますので座長の石田委員に議事の進行をお願いします。よろしくお願いします。

石田座長 それでは、議事に入らせていただきます。まずは(1)の施設概要について説明をお願いします。

事務局 【説明（文化振興課）】
資料1 （仮称）歴史情報・公文書館施設概要

石田座長 ありがとうございます。ただいま説明いただきましたが、何かお聞きしたいことや不明な点ありましたらよろしくお願いします。大河委員どうですか。

大河委員 見取り図のなかで、事務室のようなものはどこにありますか。

事務局 事務室の場所は、資料1の3枚目の右下とといいますか、アーカイブギャラリーの右、閲覧室の下のところに四角いスペースがあるのですが、そこが事務室になります。

白井委員 今、大河委員の質問されたところで、私も1つ教えていただきたいのですが。今、話に出ていたこの資料閲覧室というのが、この2枚目のこの設計の考え方に書いてある図でいきますと、資料閲覧室の下部分が多分事務室になるのかなと思います。問題は、この資料閲覧室っていうのは、おそらく今日の議題にも、当然この懇談会にも関わる歴史公文書等の閲覧スペースということである。また、この歴公館が、収蔵する古文書などの歴史資料の個別の閲覧のスペースでもある、そういう理解でよろしいか、お伺いしたいのですが。

事務局 はい、それで結構です。

白井委員 そうするとですね、実は、こういう館で務めたことのある人間が、これを見て思ったのは、地下1階にそれらは多分収蔵されるのですよね。そこから、ここにどうやって上ってきて、どこを通過してあの閲覧室に出るのか、このまま考えると、地下1階のこの収蔵エリアに、古文書なり公文書なりがあって、ここから1階に持ち上げて、そしてそれをこのまま見ると。多分事務室を通過して、資料閲覧室のところにカウンターがあって、ここで提供すると。そういうことなのかなと思うのです。なぜこのことをお伺いするかというと、ちゃんとこれを、念頭に置いておかないと、オープンスペースのたくさんの観覧者が行き来するところを、ガラガラとその箱を引きずって出すということをやる場合があるのですよね。昔、私が勤めていた結局そういうことがあり得たので、それはやはり資料の管理にはとても良くないわけですよ。そのことがちょっとこの図からは見えないので、そういうことがないなら、ないという風に言ってくださると安心するので、その辺を教えていただきたいということです。

事務局 地下収蔵庫からどういうルートで上がってくるかということですか。

白井委員 要はオープンスペースを通らないで、閲覧室に行きますよねっていうことが知りたいです。この図面には、オープンスペースしか書いてないけど、この外側に、なんか廊下っぽいものがあるって、そこを通って上がってくるなら、それはそれでいいのですが、要は展示を見たり、オープンスペースにいたりする人たちの目に触れない、手に触れないところをちゃんと通って来られますかということです。

事務局 ちょうど地下と、1階を結ぶところが、閲覧室のちょっと上のところにあります。白い部分になっている所にエレベーターと階段が設置されておりまして、資料関係の行き来は、ここを通じてということになります。あと、事務室には、廊下と資料閲覧室の右側のところも、ルートになっているのですが、そこは他の人に触れる可能性がある。

白井委員 基本は、ずっとバックヤードの中で動いて出てくるっていうのがベストなわけですよ、管理上は。歴史公文書であれば、場合によっては、非公開の部分を持った文章を、この閲覧室で出すってこともあるでしょうし、古文書だったら、大量のものが出てきたとしたら、歴史資料館ですっと持っていた守山藩の日記とかあるわけで、そういったものを、こうゾロゾロと人々が動くところをこう引きずって持っていくことは決して望ましい話ではないので、もしそれが難しいのであれば、その辺のことは事前によく考えておいた方が、資料の管理としてはとても必要なことになると思うので。お話を聞く限りでは、まだ十分その辺よくわかりませんが検討の余地があれば、ぜひ今のうちに、よくよく検討されておくのが大事なと思いましたので、コメント1つ申し上げました。

石田座長 ありがとうございます。いいご指摘ですね、細かいところでわからないけど、資料閲覧室の右側の細長いのは通路ですよ、おそらく右側のちょっと大きいのはトイレかなにかですか。

事務局 真ん中の右側の四角はトイレになります。

石田座長 エレベーターと階段は、この真っ白くなっているところだから、今ご指摘にあったように、1回表に出るっていうことだ。

白井委員 もしそうなのであればそのルートは、そういった管理上ちょっと懸念を感じたということです。

事務局 ご意見ありがとうございます。

石田座長 その他ございませんか。あと2枚目の設計の考え方の右上のところで、私の方からですけども、上の方に、3の基本設計における施設の考え方で、周辺と繋がる、町と繋がると。この辺のところをもうちょっと大きく捉えて、きちんと

位置づけておいていただくと、周辺の施設も安心して見られると思う。言ってみれば、今回は1番最初の出だしのところで資料館の段階から出てきた時には、周辺にあるそれぞれの地域の宝物をどうするかという問題がありましたので。

(白石委員 オンラインで入室)

石田座長 白石先生、今、(1)の施設の部分話しています。

石田座長 要するに、飛行場で言うとかハブ空港っていうのがあって、それぞれに小さい単位があるのだけど、あくまでも今回出だしの時にハブ化ということ出てきたと、私なんか個人的に非常に思って、例えば喜久田には喜久田、湖南には湖南、田村にと、いっぱいあるから、それらをどうすんだっていう問題が出てきた時、中心的な、情動的なものをここに置いて、将来的には、それぞれの地域のところは、また、大切にしていくなだっってね、そういう方向付けを位置付ければ。

事務局 はい。基本構想、基本計画の段階から、委員の皆様に、そのハブ的な役割を持たせるということで、意見をいただいていたので、先ほど、図書館っていうこともありますけども、その他の大安場史跡公園であるとか、資料のある施設とか、そういったところとの連携、ハブ機能ということを持たせるということを考えながら、中身の方を作っていきたいという風に思っています。

石田座長 その点、確認して進めていただければと思います。そうすると、資料右上の方のところが生きていくんですよ。繋がるのか、街づくりとか。白石委員何か見ていただいて、ご質問などありますか。

白石委員 はい。この資料の閲覧室とか、そういう細々したことは、まだ議論されてないですか。

石田座長 遠慮なく意見を出してください。

白石委員 この2ページ目の1階施設ゾーニングというところで、博物館機能が所蔵している古文書類などの歴史資料と、公文書館機能が持っている特定歴史公文書。この資料閲覧室という1箇所、その2つを同じ条件で利用者に提供するのか、導線も含めてもし決まっていたら、概略でもいいので、少し教えてください。

事務局 先ほど白井先生からも、地下の収蔵庫それから研究室、そういった部分から1階への、資料の運び込む導線はどうなのだということをご意見いただきました。

白石委員 全くの繰り返しになるようでしたらば、後で議事録見るなりして、私の方で確認するので、省略していただいてもいいですよ。

石田座長 いや、大丈夫ですよ。

事務局 資料閲覧室の上のところに、白い長方形の部分がありまして、ここが地下から上がってくるエレベーター、階段室になっています。資料はこちらを通して、廊下を通して、事務室を通して資料閲覧室という風になるのですが、重要な資料を運ぶということで、その管理上の課題として、そこはきっちり考えた方がいいということで、先ほどご意見いただきました。こちらについては、対応をこれから考えてまいりたいと思っております。

白井委員 今、白石委員が、ご質問されていたのは、この資料閲覧室で、古文書も、それから公文書も、全部この場所で閲覧を出すのですかっていうご確認の質問だと思います。

白石委員 はい、ありがとうございます。そうです。

事務局 その辺の仕組みについては、もう少し詰めてからご説明したいと思います。具体的な流れとか、対応については、まだご説明できるところまで行っていないので。

白井委員 今のところのイメージで、僕らは、極端な話、1つの机のこっち側で古文書を見ている人がいて、あっち側で公文書を見ている人がいるっていうようなこともありうる場所だと理解をしてよろしいですか。

事務局 基本的には閲覧室ですので、こちらで見ていただくということは想定しております。

白石委員 わかりました。開館まで詰めていく話だと思うのですが。今、白井委員が整理されたようなことが想定されとなると、古文書を利用させる細かな条件と、公文書を利用させる細かな条件が、大きな齟齬があってははいけなくなるなどというのは、ちょっと認識しておいた方がいいような気がします。要するに、あまり差を設けると、同じ部屋で、非常に簡単に使える利用者と、その横で非常にその制限がかかった利用者と、なぜ同じ部屋でこんなに違うんだというような、そういう不公平だ、というような意見も出るようになるかもしれないので、そういったことを念頭においておいた方がよろしいかと思います。また次回以降でさらに聞かせてください。大丈夫です。ありがとうございました。

石田座長 あと、この地下1階の平面図で、真ん中のところに仕切りが入っているのですね。上の2つのブロックと下の3つのブロックの間に、仕切りみたいのが入っ

ているので、おそらくここが歴史的な資料と別なものとの区別、展示物と、文書関係という風になるのかなと私は思っています。

事務局 おっしゃる通りです。真ん中の仕切りの、上の方が考古資料とか民俗資料、下の方が古文書とか、歴史公文書。そういったところで今イメージをしております。

石田座長 ここは地下と言っても風通しのいいような地下1階だから、まあいいだろうけど。どこでも、この収蔵庫を作ると水滴の問題があって、会津の勝常寺なんかも仏像で随分苦労している。仏像に虫で穴が開いちゃった。そこに今度樹脂を入れたのだけど、それが安全なのかどうかという、そんな問題が出て、コンクリートの内側に木で壁を作って対応した。そういうことで場所によってね、また細かいところが出てくるかと。とりあえず、このことについての経過の報告ということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、先へ進めさせていただきます。

文化振興課の中心は1の方でございましたので、この後もまた色々ご指導よろしくお願ひしたいと。それでは(2)の公文書管理条例の制定について説明をよろしくお願ひします。

事務局 【説明（総務法務課）】

資料2 (仮称)郡山市歴史情報・公文書館の開館に向けた公文書管理スケジュール(案)

資料3 公文書管理条例(案)の骨子

資料4 公文書管理法と他市(中核市)の公文書管理条例との構成比較表

資料5 郡山市の公文書管理の例規整備のイメージ

資料6 郡山市公文書等の管理に係る懇談会スケジュール

石田座長 資料2のスケジュールところで、今ちょうど我々、真ん中のところまで進めてきているわけですが、先ほど説明いただいたことの、2026年に向けての流れであります。ここのところで何かありますか。

白井委員 これは、事務局というよりは、梅原委員にお聞きすることかもしれませんが、福島県内の自治体で公文書管理条例をここまで準備されているところってどれだけあるかなと。話を聞くことは他の自治体でもないわけではないのですが、ここまでスケジュールを組んでいるのは他にあるだろうか。先行事例はないじゃないかと思っているのですが、福島県内の県及び市、町で見ますと、これが最初の例になるのかな。

石田座長 一応これ、中核市を前提としながら進めていますよね。

白井委員 ええ、ですけれども、県ではあまり聞いた記憶がないので。梅原委員それから

白石委員のご存知の限りで、他にありますか。

白石委員 おそらく県内では無いので、郡山市が先進都市としての先駆けになると思います。県でもこの制度は実現してないので、県ですら行えていないことを郡山市が先行して、先駆けとなる第1号になると思います。

白井委員 県内では最初になるでしょうね、これ。

白石委員 と思いますね、おそらくすごいことだと思いますね。

事務局 公文書館のオープンというのがきっかけですから、それにより必要な法整備と言いますか、そういう部分があるのかなと思います。

石田座長 ずっとご指導をいただいている梅原委員から、補足はありますか。

梅原委員 福島県の実践というお話が出ましたので、実際に、これまでの取組も今日、最初のところでお話をいただいておりますけれども、急に条例を作らなければいけないとか、あるいは館ができるからすぐ条例を作ると言うのではなくて、これまでの蓄積があって、公文書の管理指針がちゃんとあって、これを少しずつ実現化させつつ、条例の骨子はもうここに入っていたわけですので、それを実際の事務をされる職員の方に、事実上定着させていくようにという動きも先に進めてきていましたので、これは県内としては、後の人たちにも参考になるだろう、という風に思います。

例えば国でも、法律ができて10年経って、やっとなんとなく本格的に動き出したんじゃないかと。法律、条例ができたから、すぐパタッと良くなったかと言ったら、途中でいろんな問題も出ていましたよねって、こういう風におっしゃられた方もいて、法律があったから、逆にちゃんとそういうのが見えるようになった、気がつくようになった。それをまた改善しようとしてどんどん、繰り返したことで、良くなってきたのではないかという部分も、一部はあると思っています。

石田座長 10年だそうです。

梅原委員 いや、もうこちらは先行していますので。

石田座長 じゃあ、ちょっと短くなっているということで。このスケジュールに沿って、次の資料が展開してくるのですが、(3)からずっと説明いただいたのは、それこそ、今ご説明いただいたようなことなのですけども。こういう細かいところの1つ1つ点検していくことは、なかなかこの現実のものを前にしないと、このものだけではなかなかかわからないようなことが出てくるのでしょうか。

大河委員 資料3の5ページに郡山市の文書管理の方向性とあるのですが、そこで、課題のところの文書管理の事務量の増加。これ、具体的に言うと、今までやってないことをやるので事務量は増加するが、それをまとめるのはどこですか。集中的にこれをやるために、文書担当課がやるのですか。

事務局 基本、現用文書は総務法務課が担当します。これからできる非現用文書については、新しく歴公館の方の組織ができて、そこが中心になると思いますが必要な人員体制などはこれから決めるところです。やはりどうしても、今までやらなかった手間をかける部分がありますから事務量は増えます。ある程度軌道に乗れば不要になる部分はもちろんあると思うのですけれど、当面はかなりの量になるのかなと思っています。先ほどの公文書ファイルの整理なども、機能するまでは手間がかかりますので。

大河委員 具体的にはどういう形で乗り越えていくかという、そういう案はあるのですか。組織体制を強化していくとか。

事務局 人事サイドから言わせていただくと、やはり人を増やすためにはどのぐらいの、業務量があるのですかっていうところを聞かれてしまうのです。ですから、そこら辺は逆に先生方にお伺いしたいところではあるのですが。どのぐらいの業務量を見積もった方がいいのかという、ここがこれから手探りで算定していくような形になると思うのですけれども、残念ながら湯水のように人が配置できるわけではございませんので、適正な人員っていうのはどのぐらい必要なのかっていうところは、今後、課題になるだろうなと思っております。ただ、令和6年の4月1日からこういった体制を取っていくということであれば、時間はそれほどないのかなとは思っているのですが、実際にどのくらい人が欲しいのかっていうのは、まだはっきりしてはいないところではあります。

石田座長 今、ご質問いただいたのは、この(3)体制についてのところでも出てきますので、併せてそこで説明よろしいですか。このところが、さっきも言った問題の、一般的な学芸員だとか、専門職というか、その辺のところの申し合わせの部分が出てくるので、とりあえず、進めてよろしいでしょうか。資料7のことを中心として、運営体制についてご説明ください。

事務局 【説明（総務法務課）】
資料7 （仮称）歴史情報・公文書館（公文書館機能部分）運営体制（案）

石田座長 ありがとうございます。大河先生が先ほど質問したようなこととの兼ね合いですね。梅原委員にお尋ねしますが、アーキビスト認証の研修っていうのは、厳しいのですか。資格の有効期間5年となっていますけど。

梅原委員 この仕組みについて議論をして、いろんな有識者の先生、公文書館等の館長さ

んたち、そういう方々のご意見もいただいて、何年かかけて作り上げてきたということになります。国立公文書館というのは独立行政法人、一定の裁量の余地を残した形で、国とは違うのだけれども活動をする。ただ、独立行政法人も、国立大学法人とか、いろんな研究機関とかもありますけれども、行政執行法人という形態を取っていきまして、いわゆる国家公務員の籍をそのまま取っています。そういう中で、親組織になるのは内閣府でございまして、内閣府が毎年、私どもが1年間でこういう事業をやります、という計画を立てるのですが、その事業計画を認可する。そういう中の活動の1つに、この認証アーキビストを作るっていうことを、認めていただくという形で、いわゆる公的な資格ですという形で、令和2年度からスタートしております。現在は281人で、第4年度が来ると、300人とかになるかもしれない。あるいは、先ほどの5年の任期、有効期間と言っていますから、5年経つまでの間には、できればいろんな研修をして、新しい知識とか技術とかを学んでいただき、あるいは自らの活動を深めていただくというような形で、一定の要件を満たしていただくと、引き続き認証ということになります。そういう仕組みです。

石田座長 総務省の管轄に入るのですか。

梅原委員 内閣府になります。総務省は情報公開とかをやっています。

石田座長 戻りますけど、先ほど白石委員が最初にご質問いただいたスペースの問題と同じで、閲覧のところで資料を見る人と、博物館その2つの種類が違うような内容が同時に閲覧していると仮定した時に、この背景となる法が違うわけですねというようなこと、今ちょっと思いまして。

白石委員 ではついでに私の方から少しよろしいですか。今の資料で、結論としては、現状、この歴公館がオープンした段階では、公文書館機能の部門に現実的に専門職員の配置をすることは難しいという報告でした。正直、私としてはすごく残念だなという感想を持ちました。なぜなら、この公文書管理に関する懇談会の前、有識者の会議でも、将来この歴公館には、専門職が複数必要になるだろうから、人員配置をお願いしたいということを、私たち、私以外の白井委員とか継続している方も何度もお願いして、実際、郡山市は大変な苦勞をして、それに答えてくれて2名の学芸員を新規増員という形で採用していただいたと理解しています。公務員の定数削減の当たり前の世の中に学芸員を2名増員してくれたことは、ものすごく苦勞されただろうと思って、本当に感謝していますし敬意を持っています。ところが、この公文書の懇談会が始まって、もう3年ぐらいですか、会議で報告を受ける印象として、現用文書を管理する総務法務課からの報告や制度設計というのは、非常に細かく聞いてきました一方、移管文書を受け入れる側である歴公館準備室側の方で、どういう受入体制を想定しているのか、2名いる学芸員を実際の公文書館業務にどのぐらい関与させるのか、もしくはさせないのか、そういう複合館ならではの難しさに対す

る準備、設計について確認したいです。正直、博物館の設置業務の方に、ほぼほぼ労力を取られていて、公文書館の受入れの方は、現用文書を管理する総務法務課の方にある程度任せてきたんじゃないかと。仮にそうであるなら、その制度設計自体に少し問題があったんじゃないかっていうのが、私の印象です。いや、違いますよと言ってもらえるなら、もちろん訂正していただきたいですし、専門職の配置が難しくなったのかということの確認です。

あともう1つ、これは私の意見というか感想なのですが、公文書館法の第4条第2項の附則、当分の間、専門職員を置かないことができる。確かに、この条項はあるんですけども、この当分の間っていうのは、この法律の条文を作った人の意図を超えて、悪く言うと、悪用されたというか、良かれと思って付けてあげたこの短時間の猶予期間が、その後10年、20年以上も、この日本の公務員の公文書管理の専門職養成というものにもものすごい足かせになったというのもまた事実なわけですね。郡山市が福島県内で先駆けになる事例ですから、お世辞抜きで私はすごいと思っていて敬意も持っているのですが、それだけにこの評判の悪い、あまり良くない運用のされ方をした公文書館法の附則が資料に出てきていることに残念な思いがします。感想めいたもので、具体性を欠くので恐縮なのですが、以上2点が私の方からのコメントです。

石田座長 これについてコメントすると、厄介なもので、私はいい附則だと思って読んでいましたけれども。

白石委員 みんながうまいと思って飛びつくわけですよ。それでどの自治体も、当分の間と書いてありますが、設置しなくていいとは思っておりませんと言って、10年、20年、30年経ってきた。だから、ここ10年ぐらい反省して、なんとかそれを改良していこうということで、先ほどのアーキビストの認証制度とか様々な努力が国、地方自治体、都道府県レベルで行われてきたのがこの10年以上の状況なのかなと思っています、そういう流れの中で、この郡山市の会議の資料で再びこれが出てきたことに非常に残念だと思いました。白井委員や梅原委員の見解も合わせて聞きたいです。

石田座長 意見としてですが、白井委員どうですか。

白井委員 白石委員のおっしゃっていることはよくわかりますのでそれを、引き継ぐ形で、ちょっと申し上げたいのですが。先ほどの総務部長(事務局)のコメントでしたか。人の配置の問題に関わってですが、この資料7の1ページ目この資料の図を踏まえて申し上げますと、まず、現用文書の管理、この条例が施行になる。それと合わせて歴公館がオープンして業務が始まる。この両方が同時にスタートするという時に、先ほどの大河委員の話でもあるんですが、どんな業務がどう増えるのかっていうことがありますよね。私も現場を離れてだいぶ経つので、後で白石委員や梅原委員から埋めていただきたいところなのですが、この図を見ながら言うと、今までは、保存期間の設定が、1種(永年)は終

われはそのまま、ずっと置いておくと、そうでないものは10年経ったら10年で綺麗に捨てるということをやってきたわけですね。ところが、今回の条例が施行されると、その基準となるものとしての評価選別の基準は作ったわけですから、その基準に基づいて、この10年なら10年経ったもののうち、これは取っとく、これは捨てるというその分類、区分が必要になってくると。それが綺麗にすぐできるかと言ったら、先ほど梅原委員は、国では10年かかってようやく定着してきたというお話になりましたが、それよくわかるんです。これを見て、個別の1点1点の文書が、ファイルがどれに当たるかっていうことは、これやってみないとわからないところが実はある。それを10年ぐらい積み上げると、なんとなくこんな感じだになってことになっていくわけです。ですから、初年度の仕事が10年後も同じだけ続くとは絶対に思いませんけれども、少なくともその分の仕事は増えるわけです。これは各課が全部それやっていくのと、各課のやった選別結果を総務法務課が全部集めて、それが本当にそれでいいのかってことを全部チェックするっていうことが必要になってくる。そうすると、私に関わっているとある自治体は、この仕事のために2人増員しているんですよ。かつ、それでもわからないっていう話が出ると、委員会に持ち込まれて、担当のアーキビスト的な職員と、原課職員と、専門的な委員との3者で、相談するという仕事が発生する。間違いなくこれは、基準がきちんと浸透していけば減ってはいくけれども、当初は間違いなく2人分ぐらい、減っても1人以上必ずある仕事だというのがあると。これが現用文書です。では非現用の方はどうなるかという、そうやって選別されたものが送り込まれてきて、歴公館の仕事は、それを管理して閲覧に提供するっていうことになる。ただ、その時に、これを見ていると移管はされてきたけど、これが公開なのか非公開なのか部分公開なのかっていうのは、ある程度のことはわかるかもしれないけれども、最終的にどこを公開してどこを非公開にするかっていうことの実務的な問題は、全部歴公館に振られている。となると、選別はいつどこで誰がするのかとか、部分公開となった時のマスキングの仕事はいつ誰がするのかという話になったら、1人以上の仕事は恒常的に間違いなくある。おそらく責任者としての正規職員と、それに携わる非常勤の数人の組み合わせでないと多分この仕事は回らないです。ですから、白石委員がおっしゃっていたのは、これを展示もやっている学芸員に業務分担するとしたら、現実的に考えて無茶ではないかと、かなり大きな心配をするところであります。

白井委員 マスキングの仕事をなめない方がいい。日銀アーカイブだったか、要するに、事前にこれのマスキングを全部チェックするのか、それとも請求があったものについて対応するのかとか、いろんなやり方があるんですけど、それにしても、それに係る方はその仕事専門でないとダメなんですよ。そういう移管されてきた文書の管理全般の中の1つとしてこれをやるけれども、他の学芸業務と兼務してできる仕事とは僕はちょっと思えないです。なので、これはどう考えても1人以上の配置はないと。確かに、いきなりたくさんの閲覧請求は来ないかもしれないが、場合によっては来る。その時に間違いなくパンクします。と

いう心配を思っで見えていたというところなんです。なので、その辺は白石委員からのご懸念を受けて、ちょっと具体的に仕事の内容で申し上げてみましたが、これはなおよくご検討いただくべきではないかなと私も思いました。以上です。

石田座長 ありがとうございます。この会が、随分、内容変わってきましたけど、進めてくる過程において、歴史資料館の色々やった時、学芸員の問題出ましたよね。学芸員がいないということで、例えば、郡山にも大学があって、その中に学芸を目指す領域がある、福大もそう、東北大もそうというようなことで、学芸員がなかなか難しいっていうのは、実習かなんかとか、研修とかなんかを組んだか、実地というのですか、そういうものを踏まないと学芸員として認められないっていうようなこと、なんか前にありましたよね。

白井委員 実務を経て、という規定はあります。

石田座長 それが前までと違ってきつくなってきたので、なかなか学芸員を見つけることができないという話は何回もしましたよね。私はやはり学芸員というのと、アーキビストというんですか、2つの内容が、学芸員としての内容と文書関係の専門職というのは、やっぱりこう重なるではなくて、別なんじゃないかっていうところに立たないと、白井委員の言ったような形で乗り切れないという風に思うんです。

白井委員 この但書を外す目途が立ってきたというのが認証アーキビストです。これが定着すると、早晚、この附則は消えると思います。

石田座長 研修に派遣してやっていくっていう方向ですよ。

白井委員 それからもう1つは、認証アーキビストというものを、非常勤でもなんでも実務経験があれば積んでいけると。それから今、制度設計されている、これにはいろんな機能もあって、私も色々考えるところがあるんですが、准認証アーキビストという話もあって、それは実務経験を伴わずに、まずは准でというお話ですけれども、そういう資格を持った人たちが層的に増えてくれば、そういう人たちが郡山市の採用試験を受けた時にそういう人を採用していくっていうことは、別にこの歴公館とか公文書管理に関わらず、郡山市の適正な公文書管理を進めていく上で、こういう勉強した人は必要だという風に思って、たくさんそういう人を取れば、そういう方々が、こういうポジションで、座っていくのが、長期的な視野に立った時にあっていいだろうとは思うわけですね。短期的には、今いる方々を中心に研修に行って、アーキビスト認証を取ってもらうというのは、これはあるべきだと思いますし、徐々にそういう風になっていくと。多分、国立公文書館はそういう展望をお持ちなんじゃないかと僕は思っています。

石田座長 この課題は、おそらく郡山だけじゃなくて、全国的にやっぱりいろいろ館を持っているところが抱えている課題なんだろうと思うので、学芸員関係は1つ流れがあって収まってきているので、問題はこの文書館に関することから、その非現用の方の職員というかメンバーを整えて、そこからとりあえず研修みたいな形に押し出して、出発していくというような形を目指しながら、可能性のある道は何かというようなことを数回の今後の会議でやっていかないと、ここで解決する問題ではなかなかないので、梅原委員のご協力をいただいたりなんかしながら。今のところ、そんな流れかなと。ご指摘ありがとうございます。

事務局 ご意見ありがとうございます。法律については、この附則のところ、お話し上げましたとおり、決してこれを根拠に、必要がないという主張を申し上げるつもりはなくて、法律はやはり法律だという認識でございますし、白井先生のおっしゃったとおり、そういったこの法律制定の経過なんかも見させていただきますと、専門家を育成してきなさいという付帯意見がついてきたということも確認しておりますので、おっしゃったとおり、国も十分に専門家が育たないとこれを外すことはできないのではないかなと思ってまして、まさに国立公文書館の認証を受けた人が増えていけば、法整備として外れていくのかなと思っておりました。ただ、だからと言って私たちも必要ないという思いではなくて、現状ではちょっと厳しいかなというのが、本音でございます。

白井委員 でもこの業務を歴公館で進めていくんだとすれば、業務の兼務では難しいですよ。ということは、学芸員との兼務は極めて大変だと思いますよ、繰り返しになりますが、申し上げておきたいと思います。

事務局 学芸員に全部お願いするってイメージではなくて、学芸員と、研修を受ける人たち、行政サイドの人の連携という思いでございまして、学芸員が両方を受け持つという意図ではないということをご理解いただければと思います。先ほどの庁内の連携についてもご意見をいただいたとおり、遅ればせながら文化振興課の方といろんな細かい業務、洗い出しをしておりまして、その中で必要人数についても整理しております。今いただいた意見を踏まえて、もっと、きっちりとした形で組んでいかなければと思いました。以上でございます。

石田座長 その先もまた大きな課題が出ますよ。なぜかというと、事務職が研修して、アーキビストの補佐をやっていただくんですけど、事務職は人事異動で変わりますからね。学芸員は残りますけど、他の事務職の方がたくさん研修を受けるってことはいいけど、人事異動でまた問題になるんですね。そうかと言って、一定のところにずっといてもらうというのも、これも人事の方からすればなかなか課題もそういうものも次に出てくるんじゃないかと思うし。資料7だとアーキビストが福島県は誰もいないっていうのはすごいですね。人数も本当に少ないんですね。

事務局 少しお伺いしたいのですが認証アーキビストというのは、その 281 人はどういった方がなされているのか、やはり学芸員が多いのですか、それとも普通の一般の公務員が多いのですか。

梅原委員 今手元に統計がないのですが、必ずしも公務員で役所に勤めているっていうわけではなくて、今回のアーキビストの場合は、企業とか博物館や図書館等で長く資料を扱ってきた人たち、必ずしも評価選別が絶対条件ではないわけですので、こういったアーキビストとして最低限持つ要素を、長く経験をされて昔からやってきた人たち、これが、初期の段階では入ってきたという風になっています。でも、だんだんそういう人たちが認証を取ってくると、今度は新しい層が増えなきゃいけないということになりますので、今日お話にあったように、准認証アーキビストというもの。実際に、認証の場合は 3 つ要件がありまして、大学院とか研修で一定の知識を持った人、それから、3 年以上の実務経験を有していると。だから、大学卒だとすぐになれるんです。それから、例えば、論文とかの発表をやっている人と、そういうような、3 つの条件揃わないと合格になりませんので。大卒で、すぐなれるっていう学芸員と同じようにはならない。そのうちの、今度は大学院でコースを取った人たちを、認めてあげると、1 つだけでも、もうよしにしましょうと、学芸員が大学で資格を取ったのと同じような形でできないかというのが、准認証アーキビストということなので、国立公文書館とか国文学研究資料館の研修に参加してもらおうと。修了すれば、一応、准認証アーキビストにはなれると。こういう仕組みでやっていただくということで、白井先生の筑波大学とか、東北大学、この辺で新しくそういうコースができましたので、そこで学ばればオッケーと。そういう方は必ずしも博物館とかじゃなくて、公務員になれる方もいらっしゃるので、多少そういう知識のある人が公務員試験を受けて入ってくる可能性は今後出てくると。そのような人たちがだんだん増えてくると、異動でも、もしかしたら、少しはすでに持っていますという人もいるかもしれない。

石田座長 前に学芸員の話聞いた時も、だんだん厳しくなってきたね、現実なところに対応してきた経験がなければダメだってね。今お聞きして、まあ、難しいですね、本当に。

梅原委員 なかなか、大学出てすぐ学芸員ってなるっていう時代ではもうないという風にお聞きしますよね。

石田座長 1 つこれは結論的なものと決めることではないので、一応そういう流れのところに今いて、課題が大きく、のしかかっているけれど、なんとか前に進んでいかなければなりませんので、検討しながら進めていく。そういう方向にしたいと。時間押していて恐縮でありますけど、論点について、資料の 8、9 の説明をお願いします。

事務局 【説明（総務法務課）】

資料 8 【論点 1】保存期間満了後の措置（移管又は廃棄）

資料 9 【論点 2】文書の保存期間「1 年未満」の追加について

石田座長 論点のところいかがでしょうか。

白石委員 はい。そうですね、特に 1 年未満の追加については、郡山市の実態に合わせてやっていけばいいと思います。何がなんでもこの 1 年未満のものを、全ての部局で必要になるわけではないと思いますので、そこは適宜、実情に合わせてでいいのではないかと私は思っています。梅原委員の方が本当は正確な説明できるかもしれません。

石田座長 梅原委員どうですか。

梅原委員 今日の資料 9 ですか。郡山市の現規程では、軽易な文章の例があって、これがそのまま 1 年というものに当てはめるという風に考えられるのか、これ以外にもあるのか、具体的な例示というかもう少しいただいて、それが、現場の人たちが、やっぱりそういうのまで登録していたら大変だというのがあれば、先ほどの、業務量を少し軽くするという意味では、取り入れたらいいと思います。

石田座長 白井委員どうですか。

白井委員 私はむしろ、その前の資料 8 の 4 枚目、先ほどの話を引っ張っているわけではないのですが、移管又は廃棄の際に、歴公館の方で、その廃棄の前に、総務法務課で、その廃棄か否かということを最終的に集約して作ったものを、もう 1 回歴公館で、2 次選別ということで、これ拾った方がいいんじゃないかとか、そういうことをやるっていう制度設計になっていますよね。そうすると、その歴公館に置かれるアーキビスト的な仕事をする方、この方は、一般事務職で別に構わない、学芸員でなきゃいけないって僕は言っているわけではないのですが、その方の仕事は、この選別があって、2 次選別があって、それでマスキングがあって、資料管理があって、閲覧対応があるってことになる、専任 1 人いないとダメですよっていうことを僕は申し上げているということで、改めてそういう人がいないと、ますますこの制度回らなくなりますよっていうことを、念押しではないのですが、見ていて思ったということでもあります。以上です。

大河委員 文書管理委員会という組織は、これは規定があるのですか。

事務局 審議会委員というのは基本的に条例事項なので、条例の中に設けていきたいと思っています。他の市町村でも条例の中に規定しているところが多いです。設置はこれからです。それで、条例が制定されれば、最初に施行するのが、その

部分になります。そこでまた規則等について意見をお伺いすることになります。

石田座長 大河委員から事務量の件が出て、課題がぐっと現実に出てきたんですが、先ほど、白石委員の方からも意見がありましたように、現状までやってきたことを大切にしつつ、複線的に時間をかけてうまく統合していこうというような方向だと私は思わざるを得ないんですね、専門家がないわけですから。それに事務量が増えるっていうね。もう少し合わせて進めていくような形で今回はご意見をいただいたってところでよろしいですか。何か特別ございますか。次回日程は決まっていますが、まとめの方、ご苦労さんですけど、前進できるようにご配慮いただければと思っております。今回はこれにて閉じたいと思います。ありがとうございました。

司会 石田座長、委員の皆様、ありがとうございました。以上で本日の議題全て終了となります。委員の皆様から最後に何かございますか。
事務局の方から何かありますか。

事務局 次回、2回目の懇談会は7月10日の15時半からと思ったのですが、今日、終了時刻が過ぎてしまったので、時間の方は検討したいと思います。

司会 以上を持ちまして、令和5年度、第1回郡山市公文書等に関する懇談会を終了いたします。本日は、お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。ありがとうございました。